

霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年3月30日提出  
霧島市長 中 重 真 一

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市長等の給与等に関する条例(平成17年霧島市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の霧島市長等の給与等に関する条例第2条第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(提案理由)

人事院勧告を考慮し、本条例の所要の改正をしようとするものである。